

秋田県公営企業資金管理運用方針

第一 趣旨

この方針は、公営企業の公金の確実かつ効率的な運用を図るため、その管理及び運用に係る基本的な方針等について、必要な事項を定める。

第二 資金管理運用方針の対象資金

この方針の対象となる資金は、公営企業管理者の権限を行う知事が保管する現金とする。

第三 資金管理運用の基本方針

第一に、資金の元本確保が確実であること。

第二に、支払準備や取崩しに支障を来すことのないよう、流動性が確保されること。

第三に、安全性及び流動性を確保した上で、可能な限り有利であること。

第四 資金収支計画及び運用計画の策定

1 資金収支計画の策定

公営企業課長は、秋田県公営企業財務規程第25条の3及び「秋田県公営企業資金計画取扱要綱」に規定する資金計画表及び資金予算表により、原則として、年間、四半期及び月別の資金収支計画を策定するものとする。

ただし、資金収支予定額に大きな変更が生じた場合等においては、必要に応じ、当該収支計画を見直すものとする。

2 資金運用計画の策定

資金収支計画に基づき、翌年度における資金運用計画を秋田県公営企業資金管理会議（以下「資金管理会議」という。）において、毎年策定するものとする。

ただし、市場金利等の動向に大きな変化があった場合等で資金収支計画の見直し等を行った場合においては、必要に応じ、当該資金運用計画を見直すものとする。

第五 資金の管理及び運用方法の基本原則

資金は次の方法により、管理運用を行うものとする。

1 流動性資金の管理方法

流動性資金（当面の支払に充てるなどの資金）は、流動性の確保に努めるとともに、出納取扱金融機関の決済用預金で管理するものとする。

2 その他の資金の運用方法

資金のうち支払準備に支障をきたさない資金は、次により運用するものとする。

(1) 元本の安全性の確保に努めるとともに、可能な限り有利な運用を行うものとする。

(2) 資金運用計画の範囲内で、一般会計への貸付を行うとともに、預金、貯金又は債券により運用するものとする。

第六 債券運用（一年を超える中長期運用）の基本原則

1 債券運用計画の策定

債券運用をするに当たっては、運用する債券の種別、上限額及び期間等を明確にした中長期的視点に立った債券運用計画を策定するものとする。

ただし、資金収支計画又は市場金利等の動向に大きな変化があった場合等においては、必要に応じ当該債券運用計画を見直すものとする。

債券運用計画書策定に当たっては、知事部局等の債券運用計画との調整を図らなければならない。

2 債券購入時期の分散

債券購入に当たっては、市場リスク（価格変動リスク）回避のため、購入時期を分散するものとする。

第七 リスク管理の基本原則

1 管理運用の対象とする金融商品

資金の管理及び運用の対象とする金融商品は、次のとおりとする。

(1) 当座預金

(2) 普通預金

(3) 通知預金

(4) 別段預金

(5) 大口定期預金

- (6) 譲渡性預金
- (7) 為替予約付き外貨預金
- (8) スーパー定期預金
- (9) 変動金利定期預金
- (10) 国債
- (11) 政府保証債
- (12) 地方債
- (13) 財投機関債
- (14) 社債（発行体が債務履行の確実性が高いと判断される格付けを取得していること）

2 金融商品の運用期間

- (1) 1-(1)から(9)の金融商品については、資金収支予定等を踏まえ、5年以内の期間で運用するものとする。
- (2) 1-(10)から(14)の金融商品については、不測の資金需要に対応できるよう、10年以内の期間で運用するものとする。

3 金融商品の満期保有

満期設定のある金融商品は、原則、その満期到来日まで保有するものとする。

ただし、流動性の確保等やむを得ない場合には、元本割れが生じない範囲で途中解約又は売却を行うことができる。

4 運用先金融機関の基準

公金を預金または債券で運用する場合は、安全な金融機関を選択することが最優先課題であるため、金融機関の経営状況を的確に把握した上で、次の基準により運用先の金融機関を選択するものとする。

[選択基準]

- ① 公金を預金で運用する場合は、自己資本比率、リスク管理債権比率及び税効果依存度等の経営指標などから、総合的に判断して経営状況が健全であること。
- ② 公金を預金で運用する場合は、原則として公営企業の預金債権との相殺が可能な証書借入の方法による県債（一般会計の県債を含む。）を保有していること。

ただし、それぞれの指標に変化がない場合であっても、当該金融機関の財務状況に大きな変化が生じる見込みがあると認められる場合に

は、随時見直し、運用先としないことができる。

- ③ 金融機関が所轄官庁による行政処分を受ける場合、または、関係法令等に違反したとされる場合は、運用先としないことができる。

第八 管理体制

ペイオフなど、金融環境の変化に対応し、公金の確実かつ効率的な運用を図るため、その運用及び管理に関し資金管理会議において必要な検討を行うものとする。

第九 運用結果の公表

資金運用状況は、毎年度その運用結果をとりまとめ、資金管理会議に報告するほか、ホームページを利用して公表するものとする。

第十 資金管理運用方針の見直し

この方針は、その内容を毎年度見直すものとする。

第十一 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この方針は、平成15年10月 1日から施行する。

附 則

この方針は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則

この方針は、平成24年 6月 1日から施行する。